

社会福祉法人ネバーランド福祉会 常勤役員退任手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人の常勤役員が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人の週4日以上勤務する役員（以下「常勤役員」という。）に適用し、その者が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合はその遺族）に支給する。

2 常勤役員以外の役員及び評議員には退任手当を支給しない。

(理事長の退任の場合)

第3条 常勤理事長の退任手当の額は、以下の金額とする。

退任時報酬月額×在任年数×功績倍率（3.0）

2 常勤理事長以外の退任手当の額は、以下の金額とする。

退任時報酬月額×在任年数×功績倍率（2.0）

(在任期間の計算)

第4条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

2 前項の規定により計算した在任期間に6ヶ月未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、在任期間が6か月以上1年未満である場合は、これを1年に切り上げる。

(特別加算)

第5条 在任中に、特に功労のあった常勤役員に対しては、この規程で定める支給額のほかに退任手当の30%以内の範囲で特別加算金を支給することができる。

2 金額については、評議員会の承認を得ることとする。

(支給時期)

第6条 この規程に基づく退任手当は、退任の日から2か月以内に支給する。

(支払方法)

第7条 退任手当は、口座振込みによって支払う。

(遺族の範囲および順位)

第8条 第2条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は労働基準法施行規則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成29年12月 1日から施行する。